資料 R8-9

米子市下水道条例、米子市農業集落排水施設条例の改正（使用料の改定）について

■ 改定となる公共下水道と農業集落排水施設の使用料単価及び使用料の例

○使用料単価（２か月分の税抜き金額）

区分	使用水量（立方メートル）	金額	
		現行	改定後
基本使用料	0 ～ 16	2,540 円	2,920 円
超過使用料（１立方メートル当たりの単価）	17 ～ 40	154 円	178 円
	41 ～ 100	198 円	230 円
	101 ～ 200	258 円	298 円
	201 ～ 500	278 円	318 円
	501 ～1,000	297 円	340 円
	1,001～2,000	308 円	351 円
	2,001～	313 円	356 円
温泉および公衆浴場汚水（１立方メートル当たりの単価）		88 円	101 円

○使用水量ごとの使用料の例
（２か月分の消費税額込みの金額）

使用水量（立方メートル）	金額		
	現行	改定後	改定差額
16	2,794 円	3,212 円	418 円
20	3,471 円	3,995 円	524 円
30	5,165 円	5,953 円	788 円
40	6,859 円	7,911 円	1,052 円
50	9,037 円	10,441 円	1,404 円
60	11,215 円	12,971 円	1,756 円
70	13,393 円	15,501 円	2,108 円
80	15,571 円	18,031 円	2,460 円
90	17,749 円	20,561 円	2,812 円
100	19,927 円	23,091 円	3,164 円

■ 検針地区（偶数月と奇数月）による使用料の算定方法について

偶数月の水量検針地区（A地区）も奇数月の水量検針地区（B地区）も4月分（3月使用相当分）の水量から新料金で使用料を算定します。

○偶数月の水量検針地区の場合

	2月検針（3月納期）	4月検針（5月納期）		6月検針（7月納期）
A地区（偶数月検針）	2月分	3月分	4月分	5月分
	1月使用相当分	2月使用相当分	3月使用相当分	4月使用相当分
	旧料金	旧料金	新料金	新料金

４月に水量検針した２か月分の使用水量を２分の１ずつに分けて、前半分の水量は旧料金で、後半分の水量は新料金で使用料を算定し、納付書を５月納期で送付します。

○奇数月の水量検針地区の場合

	3月検針（4月納期）		5月検針（6月納期）	
B地区（奇数月検針）	2月分	3月分	4月分	5月分
	1月使用相当分	2月使用相当分	3月使用相当分	4月使用相当分
	旧料金	旧料金	新料金	新料金

３月に水量検針した２か月分の使用水量は、２か月分ともに旧料金で算定し、納付書を４月納期で送付します。５月に水量検針した使用水量は、２か月分ともに新料金で算定し、納付書を６月納期で送付します。